

令和元年10月18日	
資料提供	
担当課	男女共同参画センター
担当者	企画課 杉野
電話	073-435-5245

パープルリボンキャンペーン(女性に対する暴力をなくす運動)を実施します！



毎年11月12日～11月25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

和歌山県男女共同参画センター“りいぶる”では、運動期間中、下記のとおり女性への暴力防止に関する図書コーナーの設置や啓発イベントを実施します。

1. りいぶるでのイベント

(1) 内 容

- ◆女性に対する暴力防止関連図書コーナー設置
- ◆毎日先着30名に“りいぶる”特製「きいちゃん」メモ帳、啓発グッズを配付
- ◆パープルリボンツリー、メッセージボード設置
「暴力をなくそう」という願いをこめたメッセージカードを添えてパープルリボンでツリーを飾ってください。

(2) 実施期間 令和元年11月12日(火)～11月25日(月)
(月曜・祝日を除く)

(3) 実施場所 和歌山県男女共同参画センター“りいぶる”
(和歌山市手平2-1-2 和歌山ビッグ愛9階)

2. 問い合わせ先 和歌山県男女共同参画センター“りいぶる”
〒640-8319 和歌山市手平2-1-2 和歌山ビッグ愛9階
TEL 073-435-5245/FAX 073-435-5247
e-mail libre@sirius.ocn.ne.jp
月曜・祝日を除く9時～21時(日曜は17時30分まで)

※「パープルリボン運動」について



女性に対する暴力は、暴力の現状や男女が置かれている日本の社会構造の実態を直視する時、早急に対応する必要があるとし、毎年内閣府などが主唱し、11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間に定めて、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することとしています。

「パープルリボン運動」は、世界を、子供や女性に対する暴力被害者にとって、より安全なものとするを目的として、1994年にアメリカで始まった女性に対する暴力根絶の運動です。暴力の下に身を置いている人々に勇気を与えようという願いから「パープル」をシンボルカラーとして布リボンなどにより「パープルリボン」を広めており、現在では40カ国以上に広がっています。